

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年7月9日

収支等命令者

佐賀県立高志館高等学校長 松尾 信寿

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名 | 情報処理実習室・流通実践実習室端末OSアップグレード作業及びソフトウェア更新業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀市大和町大字尼寺1698
佐賀県立高志館高等学校 |

2 参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数が50人以上。もしくは誘致企業。）であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからエまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

る暴力団員を言う。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書と関係資料を令和7年7月22日(火)13時までに下記の担当に持参又は郵送(7月22日(火)13時までに担当へ必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当

郵便番号 840-0201 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1698

佐賀県立高志館高等学校 事務室

電話 0952-62-1331 FAX 0952-51-2008

E-mail koushikankoukou@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年7月25日(金)までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札関係書類の交付方法及び交付期間

令和7年7月9日(水)～令和7年7月22日(火)までの期間、佐賀県ホームページ(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載します。

(2) 入札説明会

入札説明会は実施しません。

(3) 開札の日時並びに場所

ア 日時 令和7年8月5日(火) 10時00分

イ 場所 佐賀県立高志館高等学校 応接室

ウ 入札方法 郵送のみによる紙入札とする。郵送は書留郵便とし、令和7年8月

4日（月）16時30分までに上記3担当へ必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「情報処理実習室・流通実践実習室端末OSアップグレード作業及びソフトウェア更新業務委託入札書在中」と朱書きすること。

(4) 開札に関する事項

開札は、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

② 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1 人で 2 以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札書の入札金額が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者の中で、最低価格の者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、応札者に対して直ちに再度入札（第 1 回目を含め 2 回を限度）の連絡を行い、後日、改めて行います。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約条項を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 840-0201 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺 1 6 9 8

佐賀県立高志館高等学校 事務室

電話 0952-62-1331 FAX 0952-51-2008

E-mail koushikankoukou@pref.saga.lg.jp

(8) 質問がある場合は、質問書を記載し、令和7年7月16日（水）13時までに（7）のメールアドレスへ送信してください。回答は令和7年7月18日（金）までに質問者及び競争入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールで行います。

(9) 代金の支払

適正な請求書を受理してから30日以内。